

件名	愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法施行令の一部を改正する政令
<p>【改正の概要】</p> <p>地方税法による犯則調査手続の見直しによる地方税法施行令の改正に伴う条例の一部改正。 犯則調査手続のうち、特定の手続を適用可能にするため、資源循環促進税を間接地方税等に指定する。</p>	
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○資源循環促進税の概要</p> <p>1 課税の根拠 地方税法第4条第6項の規定（法定外目的税）に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため、資源循環促進税を課する。</p> <p>2 課税の対象と納税義務者 (1) 課税の対象 県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入 (2) 納税義務者 産業廃棄物を排出した排出事業者（中間処理業者を含む。）</p> <p>3 税の仕組み (1) 課税標準 県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 （重量の計測が困難な場合は、県が定める方法により換算） (2) 税率 最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円 （最終処分場の設置費用を負担した事業者が行う当該最終処分場への搬入の場合は、1トンにつき750円） （自己処分（最終処分業者を除く）の場合は、1トンにつき500円） (3) 徴収方法 特別徴収義務者（最終処分業者）が四半期ごとに申告納入 （自己処分の場合は、事業者が四半期ごとに申告納付）</p>	